（平成２２年９月１日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　3 件

国民年金関係　2 件

厚生年金関係　1 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　14 件

国民年金関係　2 件

厚生年金関係　12 件

長崎国民年金　事案676

第１　委員会の結論

申立人の平成５年４月から６年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成５年４月から６年１月まで

私は、昭和50年10月に勤務していた会社を退社し、その後、元夫に勧められ51年１月に国民年金に任意加入し、平成６年２月に働き始めるまでの間は、自宅近くの銀行で国民年金保険料を納めていた。

しかし、申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、昭和51年１月に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の元夫の退職に伴う任意加入から強制加入への切替手続も適正に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について、「年末などに、数か月分まとめて自宅近くの銀行の支店などで納付していた。」としているところ、オンライン記録によれば、申立期間直前の平成３年度及び４年度について、４月から12月までの保険料を年末に納付していることが確認できるなど、申立人の主張を裏付けるものとなっている上、申立人が記憶している保険料も、申立期間当時の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人の元夫は、「申立期間当時の国民年金保険料の納付は夫婦別々に行っていたが、お互いに保険料の納付について話し合っていた。」旨の回答をしている上、申立期間については、申立人の元夫の国民

年金保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人の生活状況に変化は無く、国民年金保険料の納付を妨げる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金　事案677

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年４月から50年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和45年３月から50年３月まで
②　昭和58年４月及び同年５月

私は、20歳になった昭和45年＊月に国民年金の加入手続をし、申請免除を受ける前月の58年５月まで国民年金保険料を納付していた。しかし、申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年４月から50年３月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、Ａ市において、同年10月に夫婦連番で払い出されている上、Ａ市の国民年金収入台帳によると、納付日が確認できる同年４月から同年９月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料の納付日は一致していることから、当時、申立人及びその元夫の国民年金保険料は一緒に納付されていたことがうかがえる。また、Ａ市の国民年金被保険者名簿により、申立人の元夫の48年４月から50年３月までの国民年金保険料については、同年12月に過年度納付がなされたことが推認されるが、その時点では、48年４月から同年９月までの期間は時効により納付できない期間であることから、行政側の事務管理が適正に行われていなかったことがうかがえる上、その当時、申立人の生活状況に変化は無かったこと等を踏まえると、申立期間①のうち、同年４月から50年３月までの期間については、申立人の国民年金保険料は申立人の元夫と共に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和45年３月から48年３月までの期間につ

いては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である上、申立人の元夫も未納となっている。

さらに、Ａ市においては、当該期間に国民年金保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に変更されているが、申立人は、印紙検認方式による納付についての記憶も無い上、当時、申立人が納付していたとする銀行の移動店舗も確認できない。

申立期間②については、申立人は国民年金保険料の納付についての記憶も無い上、申立人は「その時期は、国民年金保険料の免除申請を行ったときで保険料を納付しなかったかもしれない。」とするなど、当時の納付状況が不明であるほか、申立期間②直後の昭和 58 年６月から申請免除が認められているが、申立期間②については任意加入期間であるため、免除申請を行ったものの認められなかった可能性も考えられる。

加えて、申立期間①のうち昭和 45 年３月から 48 年３月までの期間及び申立期間②について、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年４月から 50 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎厚生年金　事案648

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年９月１日に船員保険被保険者の資格を取得し、35年８月12日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和17年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和33年９月１日から35年８月12日まで

私は、学校を卒業してから、Ａ町（現在は、Ｂ市）の船舶所有者が所有するＣ丸に約２年半乗船していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時の同僚も覚えており、申立期間において、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ町の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険被保険者期間が申立期間と一致し、申立人と生年月日の一部が異なるものの、姓が同一で、かつ、名前が類似した漢字の一字違いの者の船員保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録によると、当該被保険者記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人が覚えている複数の同僚の回答から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、Ａ町の船舶所有者が所有するＣ丸に乗船していたものと推認される上、申立期間当時、Ａ町の船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる者で、当該船舶所有者の事業を継承した事業所の元事業主は、「私は当時の船舶所有者の親族であり、申立人についても覚えているが、申立人は昭和33年９月１日に当時の船舶所有者が船員保険に加入した時点で、船員保険被保険者の資格を取得していたと思う。」としている。

さらに、複数の同僚が、「当時、申立人と同じ姓の船員は、申立人以外にいなかった。」としている上、当該被保険者名簿に記載されている被保険者の中には、オンライン記録と氏名及び生年月日の一部が異なる者が散見される。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると推認され、事業主は、申立人が昭和33年９月１日に船員保険被保険者の資格を取得し、35年８月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

長崎国民年金　事案678

第１　委員会の結論

申立人の昭和45年11月から52年７月までの期間及び54年３月から56年９月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和23年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和45年11月から52年７月まで

②　昭和54年３月から56年９月まで

私は、母に勧められ国民年金に加入し、私の国民年金保険料については、結婚するまでは母が、結婚後は妻が、当時、保険料を集金していた地区の班長に納めていたので未納となるはずが無い。妻が、会社を退職した昭和53年４月に、Ａ町（現在は、Ｂ市）役場の年金係に私の年金を調べてもらったメモがあり、その時点では、私の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付状況を示した二枚のメモについて、昭和53年４月に、申立人の妻が役場の年金係に申立人の年金を調べてもらった際に記入してもらったものであり、これらのメモにより、保険料はすべて納付済みとなっている旨主張しているが、当該二枚のメモ用紙のうち、一枚の用紙の裏面に記載されている記事の内容から判断すると、当該メモは57年２月以降に記載されたものであると考えられる上、当該メモに記載されている保険料の納付済期間は、オンライン記録と一致している。

また、もう一枚のメモ用紙には、「45年11月～52年７月まで（空白）81月、54年３月～57年２月（空白）36月　一応57年１月から納入すること」と記載されており、「一応57年１月から納入すること」との記載内容から判断すると、当該メモが記載されたと考えられる昭和57年２月

以降の時点において、同年１月及び同年２月の保険料は納付されていないとみられること等から、「空白」が保険料を納付したことを示したものであるとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人の妻は、当初、「結婚してからしばらくは夫の分と二人分の保険料を納付していた。」と主張していたが、その後、「自分の国民年金保険料のみを義母に預けていた。」とするなど、当時の記憶が曖昧（あいまい）である。

加えて、Ｂ市に確認しても、申立期間当時の納付組合に関する資料は残っていない上、申立人が保険料を納付していたとする地区の現在の自治会長に聴取しても、申立期間当時の納付組合のことを知る人はいないとしているなど、当時の納付組合の状況を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の母親又は妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金　事案679

第１　委員会の結論

申立人の昭和44年８月から48年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和44年８月から48年３月まで

私の国民年金については、母親が昭和 44 年８月に国民年金の加入手続を行い、48 年３月まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間当時、私は学生としてＡ県に住んでおり、卒業後、会社に就職した際に、母親から私名義の国民年金手帳を受け取り保管していたが、会社を退職し、再度国民年金に加入したとき、新たに国民年金手帳を交付してもらい、古い国民年金手帳の記録は新しい国民年金手帳に転記してあると思い処分してしまった。当時の納付方法については、自治会の各組の班長が集金して責任者に渡していたものと思われ、今では、集金した人や関係者はほとんど亡くなっているが、母親は、家族３人分（祖母、母親、私）の国民年金保険料を同時に納付していたはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の記号番号から、昭和 53 年７月４日ごろに払い出されたものと推認されるところ、申立期間当時、申立人は学生であるため任意加入対象期間となるが、任意加入対象期間については、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、Ｂ市に住んでいた申立人の母親が行っていた。」としているが、

申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年５月１日以降はＡ県Ｃ市に住所を有しており、同日以前の住所は戸籍の附票からは確認できないものの、申立人が「申立期間は住民票をＡ県に移していたと思う。大学に入った 19 歳の時に市役所で書類をもらい、大学２年か３年のときに、市議会議員選挙に行った。」と回答していることを踏まえると、申立期間については、申立人の住民票はＡ県に移っていたと推認され、制度上、国民年金への加入手続及び保険料の納付については、住民票を有する市町村において行うこととされていることから、Ｂ市に住んでいた申立人の母親が申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の母親が住んでいた地区における申立期間当時の自治会長は既に死亡していること等のため、当時の自治会における国民年金保険料の集金方法等について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案643

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和17年から19年８月まで

私は、昭和17年ごろに徴用され、Ａ社Ｂ工場において、19年８月ごろまで勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間において、Ａ社Ｂ工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社Ｂ工場（オンライン記録ではＡ社Ｃ工場）に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人が上司であったとする二人の氏名が確認できる（いずれも昭和19年６月１日に被保険者資格を取得）上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚等が、時期は不明であるが、申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えていることから、時期は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、Ａ社Ｂ工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人及び当該同僚が覚えている別の複数の者についても、当該事業所に係る被保険者記録は確認できない上、これらの同僚等のうち、一人は、「私は、学校を卒業してしばらくしてから、申立人と一緒に２か月間ぐらい徴用か何かで同じ工場に行ったが、その期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。」としており、別の一人は、「私は、申立人と一緒に２か月間ぐらい同じ工場で働いていた。報国隊であったので、厚生年金保険には

加入していなかったと思う。」としていることから、申立人は、当該事業所に勤務していた期間を勘違いしている可能性がうかがわれるほか、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者の中で、報国隊又は徴用として勤務していたとする者は確認できない。

また、Ａ社Ｂ工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案644

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年４月１日から53年５月１日まで

私は、昭和48年４月１日にＡ社に入社し、現場責任者として53年４月30日まで勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録照会をしたところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できないとの回答であった。

申立期間において、一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者記録はあるのに、私の記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間において、Ａ社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、Ａ社に勤務していたものと推認される。

しかし、Ａ社は、昭和48年６月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年４月１日から同年６月１日までの期間においては、Ａ社は適用事業所ではなかったことが確認できる上、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間内の53年４月１日に別の事業所で資格取得していることが確認できる。

また、Ａ社で申立人と同じ現場責任者であったとする者は、「私は、Ａ社に１年半ぐらい勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は２か月だけである。」としている上、申立期間において、Ａ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、Ａ社における厚生年金保険被保険者期間とＡ社に勤務していた期間が一致していない旨回答していることから、Ａ社は、

申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性が考えられる。

さらに、Ａ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、病気療養中のため事情を聴取することができず、Ａ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案645

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和33年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年９月11日から３年１月１日まで

私は、平成２年５月12日にＡ社に入社し、３年３月30日まで継続して勤務していた。

入社して２か月間から３か月間、Ａ社のＢ市内の事業所で勤務した後、Ａ社のＣ市内の事業所に異動したが、途中で、休職も退職もしておらず、給与は継続して受け取っていたので、申立期間において、厚生年金保険料も継続して控除されていたはずである。

申立期間について、一緒に勤務していた同僚のＡ社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できるのに、私のＡ社に係る被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間において、Ａ社のＣ市内の事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、Ａ社は、Ｄ市内を事業所所在地とするＦ社（オンライン記録ではＥ社。）、Ｃ市内を事業所所在地とするＧ社及びＢ市内を所在地とするＨ社として厚生年金保険を適用されているが、申立人は、Ｆ社において平成２年５月 12 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年９月 11 日に資格喪失した後、３年１月１日にＧ社において被保険者資格を再取得しているところ、Ｆ社は２年９月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、Ｇ社は３年１月１日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間においては、Ｆ社及びＧ社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、Ｆ社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成２年９月 11 日に、その時点において被保険者記録が確認できる７人（申立人を含む。）は、すべて同日に被保険者資格を喪失し、このうちの５人（申立人を含む。）が、同年９月 13 日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる上、当該７人のうち、申立人を含む３人はＧ社が厚生年金保険の適用事業所となった３年１月１日にＧ社で被保険者資格を再取得しているが、申立人を含む２人は、申立期間において、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、オンライン記録により、申立人が、一緒に勤務しており、申立期間に係る被保険者記録が確認できるとしている同僚は、申立期間においても被保険者記録が継続していることが確認できるものの、当該同僚は、Ｈ社において被保険者資格を取得し、Ｈ社において被保険者記録が継続していることが確認できる上、Ｈ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間当時の事業主及び社会保険事務の担当者からは回答が得られない上、Ｆ社、Ｇ社及びＨ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案646

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成14年４月１日から15年10月１日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、Ａ社Ｂ支社に勤務していた平成14年４月から15年９月までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ市役所から提出された平成16年度の住民税の課税資料によると、平成15年の申立人の給与収入額は、オンライン記録の標準報酬月額の記録よりも高額であったものと推認される。

しかし、当該課税資料により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額に見合う社会保険料額とおおむね一致しており、申立人の給与収入額に対応する標準報酬月額に見合う社会保険料額の半分以下の額となっていることが確認できることから、申立期間において、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく金額であったものと推認される。

また、申立期間において、Ａ社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた二人は、いずれも給与明細書を所持しており、「私のＡ社に係る厚生年金保険被保険者記録とＡ社の給与明細書を確認したところ、標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額よりも低額となっているが、厚生年金保険料は、被保険者記録の標準報酬月額に基づく金額が控除されている。」としていることから、Ａ社は、実際の給与支給額

よりも低額を社会保険事務所（当時）に報酬月額として届け、当該報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたものと推認される。

さらに、Ａ社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、事情を聴取することができない。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案647

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成５年12月から12年５月まで

私は、平成５年12月から12年５月までＡ社に勤務していたが、ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、Ａ社に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金明細書（申立期間の一部）の写しによると、申立期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与が支給されていることが確認できる。

しかし、当該賃金明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ一致していることが確認できるところ、申立期間当時、Ａ社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時は、社長の指示で、実際に支給していた給与額より低い額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その報酬月額により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除し、納付していた。」としており、このことを元事業主も認めていることから、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく金額であったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張す

る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案649

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和14年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和38年４月16日から43年１月１日まで

私は、申立期間において、Ａ社に勤務していた。入社当初はＢ市に在住していたが、昭和 41 年ごろ、Ｃ町（現在は、Ｄ市）に転居したため通勤距離が遠くなり、また、子供の世話などで仕事を休みがちになったため、はっきりとした意思表示をしないまま退職した。

脱退手当金を受給したとされる昭和 43 年７月には既にＣ町に転居しており、その時点で会社に出向いて脱退手当金の受給手続を行うとは考え難いし、実際に脱退手当金を受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人のＡ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人のＡ社に係る被保険者資格喪失日から約７か月後の昭和43年７月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人とほぼ同じ時期（昭和43年５月31日）に脱退手当金を支給決定されている者のＡ社に係る被保険者原票にも、申立人と同様に「脱」の表示が記されている上、この者は、「脱退手当金を受け取ったことを覚えており、『脱』表示のある厚生年金保険被保険者証を所持している。」としている。

さらに、申立人は、「第２子が誕生した昭和 41 年ごろ、Ｃ町に転居した。」としているが、戸籍附票によると、申立人は、昭和 38 年４月にＥ町（現在は、Ｆ市）に、42 年４月にＢ市に、43 年２月にＣ町に住所を移

した記録となっており、住所変更の時期について錯誤している可能性がうかがわれる上、申立人に聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案650

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和29年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和53年９月30日から同年10月１日まで

私は、昭和53年４月にＡ社に入社し、同年９月30日に退職したが、社会保険庁（当時）の記録では、Ａ社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっているため、同年９月が被保険者期間に算入されていない。

私の退職日と厚生年金保険料の控除については、Ａ社を退職したときの辞令及びＡ社に係る昭和53年分の源泉徴収票により確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証及びＡ社を退職したときにＡ社から交付された辞令により、申立人が、申立期間において、Ａ社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人のＡ社に係る昭和53年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、既に確認されている申立人のＡ社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和53年４月１日から同年９月30日までの期間）における標準報酬月額に基づく５か月分の健康保険料及び厚生年金保険料並びに当該源泉徴収票により確認できる支払金額に基づき算出した雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

また、Ａ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、複数の同僚の回答により、Ａ社の関連会社であったと考えられるＢ社の総務担当者は、「当社の60年史によると、Ａ社は、昭和52年10月３日に当社の全額出資により設立されているが、当時の資料は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控

除を行ったかどうかは不明である。」と回答しているほか、申立期間及びその前後の期間において、Ａ社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案651

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和18年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和55年５月から57年11月１日まで
②　昭和58年２月から62年９月まで

私は、申立期間①においてはＡ社に勤務していた。当時、社会保険に加入しておらず、病気になったときは国民健康保険証を使用していた記憶があるが、昨年、当時、現場責任者としてＡ社に勤務していた者から、「あなたの厚生年金保険料は社長が払っていた。」と聞いたので、厚生年金保険に加入していたかもしれない。

申立期間②においてはＢ社に勤務していた。当時、事務員から、「当社は従業員を社会保険に加入させていないのでケガをしたときは自費で病院に行ってください。」と言われた記憶があるが、厚生年金保険に加入していた人もいたようなので、私も加入していたかもしれない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間①の一部を含む期間において、申立人が現場責任者として記憶している者の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人がＡ社で一緒に勤務していたとする複数の同僚が、申立人がＡ社に勤務していたことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、Ａ社に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、申立人がＡ社で一緒に勤務していたとする同僚３人のうち、２人はＡ社に係る被保険者記録が確認できない上、残る１人は、平成２年１月１日にＡ社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、その者は、「私は、平成２年ごろに、Ａ社の専

属となることを条件にＡ社において厚生年金保険に加入したが、それ以前については、加入していなかった。」としているほか、申立期間①及びその前後の期間において、Ａ社に係る被保険者記録が確認できる別の２人は、「申立人は、Ａ社の正社員ではなかったのではないか。」、「当時の事業主の直接の部下であれば、厚生年金保険に加入していたと思うが、申立人は直接の部下ではなかったと思う。」としていることを踏まえると、Ａ社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、Ａ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①当時、Ａ社の役員であった者は、「当時の資料は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、当時の事務担当者及び申立人が現場責任者として記憶している者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、Ｂ社から提出された申立人の勤務日を記録した資料により、申立人が、申立期間②の一部において、Ｂ社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、Ｂ社は、平成元年 11 月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、Ｂ社が厚生年金保険の適用事業所となった日にＢ社に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた者は、「私は、昭和 41 年ごろから勤務していたが、厚生年金保険料を給与から控除されるようになったのは、会社が厚生年金保険を適用されるようになってからである。」としている上、オンライン記録上、Ｂ社が厚生年金保険の適用事業所となった日にＢ社に係る被保険者資格を取得している別の同僚２人についても、Ｂ社が適用事業所になる前からＢ社に勤務していた旨述べているところ、いずれも、Ｂ社に係る被保険者資格を取得するまでは国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、Ｂ社は、「申立人は当社に勤務していたが、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」としている上、Ｂ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、オンライン記録上、申立人については、申立期間を含む昭和 47 年２月から 63 年６月までの期間は国民年金保険料納付済期間とされていることが確認できる上、申立期間において、事業主により申立人の厚生

年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案652

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和47年５月から49年４月まで

私は、申立期間において、Ａ社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に対し、Ａ社に係る厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、該当する記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間において、Ａ社が経営する店舗に勤務していたことは間違いなく、健康保険証を所持していた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の元事業主及び申立人が覚えている複数の同僚の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、Ａ社が経営する店舗に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、Ａ社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、Ａ社の元事業主は、「Ａ社は設立登記のみを行った名前だけの法人であり、社会保険に関する手続は行っていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」としている。

また、申立人が覚えている複数の同僚についても、Ａ社が経営する店舗に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、これらの者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、Ａ社は、Ｂ社の関連会社であった旨主張しており、Ａ社の元事業主については、申立期間の一部において、Ｃ社に係る被保険者記録が確認できることから、申立期間及びその前後の期間について、両

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案653

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和54年６月20日から同年９月１日まで

社会保険事務所（当時）に対し、Ａ市Ｂ町の船舶所有者が所有するＣ丸に係る船員保険被保険者期間を照会したところ、申立期間については被保険者期間となっていないことが分かった。

しかし、私が所持している船員手帳により、申立期間においても、Ｃ丸の船員として乗船していたことが確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立期間において、申立人がＣ丸の船員として雇い入れられていたことは確認できる。

しかし、オンライン記録上、申立期間及びその前後の期間において、Ｃ丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる３人は、いずれも「Ｃ丸は、毎年９月から翌年の６月か７月ごろまでＤ海域で漁を行い、７月と８月は地元（Ａ市Ｂ町）で別の漁を行っていた。申立人は、当時、Ｅ町（現在は、Ｆ市Ｇ町）Ｈ地区在住であり、申立人以外の船員は、Ｂ町の港で乗下船していたが、申立人はＨ地区の港で乗下船していたので、申立期間においては乗船していなかったと思う。」としている上、戸籍の附票によると、申立人の申立期間当時の住所はＥ町Ｈ地区であることが確認できることから、申立人は、Ｃ丸に乗船していたほかの船員と異なり、申立期間において、Ｃ丸に乗船していなかった可能性がうかがわれる。

また、Ｃ丸の船舶所有者は既に船員保険を適用されていない上、前述の３人のうち、当該船舶所有者の親族は、「当時の事業主は、既に亡くなっており、Ｈ地区の港で申立人の雇止めをしなかった理由は分からないが、

船員保険は船舶所有者の費用負担が発生するため、申立人が下船している期間については加入させていなかったと思う。」としているほか、別の１人は、「船員手帳は、全員分をまとめてＢ町の漁協に提出し、手続の代行を依頼していたため、申立人についても、途中で雇止めの手続が行われていないが、実際には下船しており、下船している期間は船員保険にも加入していないと思う。」としており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案654

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和36年３月23日から40年４月８日まで
②　昭和40年４月８日から同年８月29日まで

私は、申立期間①においてはＡ社に、申立期間②においてはＢ社にそれぞれ勤務していた。当時、同じ職場で勤務していた同僚が急に仕事を辞めることになったので、私も一緒に辞めることにし、Ｂ社の社長には、辞める１週間前にそのことを伝え、同僚と共に辞めたので、Ｂ社からは年金の説明は何も無かった。

平成20年10月ごろに、ねんきん特別便が送付されてきたので、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給された記録になっていることが分かったが、私には脱退手当金を受給した記憶は無く、納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に２回、Ｃ共済組合に加入しており、Ｃ共済組合から、退職の都度、それぞれ退職一時金を支給されたこととなっているが、申立人は退職一時金を受給した記憶も無いとしているところ、退職一時金と脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されたとは考え難い上、退職一時金については、Ｃ共済組合から提出された申立人の組合員原票の写しにより、支給額、種別及び支給日が確認できるなど、退職一時金の支給を疑わせる事情も見当たらないほか、申立人は、退職後に国民年金への加入も行っておらず、年金に対する意識は高くなかったものと考えられることなどを踏まえると、脱退手当金についても、申立人の意思に基づいて請求されたと考えるのが自然である。

また、Ｂ社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 40 年８月 29 日）から約５か月後の昭和 41 年２月１日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案655

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和27年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和45年４月から46年４月まで
②　昭和46年５月から47年10月まで

申立期間①は、Ａ社の代表者が経営していたＢ店で、申立期間②は、Ｃ店に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いことになっている。当時の給与明細書等などは保管していないが、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚の回答により、申立人は、少なくとも申立期間①の一部において、Ａ社が経営していたＢ店に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が記憶し、申立期間①にＡ社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるＢ店の当時の責任者は、「当時、Ｂ店には常時４、５人の申立人と同じ職種の者がいた。」とし、申立人と同時期に勤務していた別の申立人と同じ職種の者は、「同じ職種の者は１年ぐらいで店を変わっていた。」としているところ、当該責任者がＢ店に勤務していた期間のうちの３年間に 12 人程度の申立人と同じ職種の者がいたと考えられるが、当該期間にＡ社に係る被保険者記録が確認できる者のうち、当該責任者が記憶している申立人と同じ職種の者は４人（申立人を除く。）のみであり、被保険者期間の確認できる者はそれぞれ１年ぐらいの被保険者期間で、申立期間①に被保険者期間が重なっている者も二人のみであることから、Ａ社は、必ずしもＢ店で勤務していたすべての申立人と同じ職種の者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる上、Ａ社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、Ａ社は、「当時の資料は無く、当時のことを知る人もいないので、申立人の勤務及び保険料の控除等については不明である。」としている上、申立期間①にＡ社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が勤務していたＣ店を経営していたＤ社の事業主の妻の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、Ｄ社に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、Ｄ社は、平成９年８月１日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②については、Ｄ社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、Ｄ社は、「厚生年金保険に係る当時の資料等は無いが、平成９年８月１日に厚生年金保険の適用事業所になっているので、それ以前は、誰も厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与からも厚生年金保険料を控除していない。」としている。

また、申立人が覚えている同僚は、既に死亡しているため、当時の状況を聴取することはできない上、当該同僚は、国民年金制度が発足した昭和36 年４月から平成 11 年９月まで国民年金に加入し、保険料も納付しており、申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立期間①及び②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。